



# お知らせ

平成29年3月31日

各位

北陸信用金庫

## 個人向け信託商品の取扱開始について

北陸信用金庫（理事長 西出 武夫）では、高齢化の進展や相続税の課税強化等を背景として、信託機能を活用した相続関連商品へのニーズが高まりつつある状況を踏まえ、4月3日（月）より信金中央金庫の信託契約代理店として、個人向け信託商品の取扱いを開始いたします。

当金庫では、今後もお客さまの幅広いニーズに積極的にお応えするため、一層のサービス向上に努めてまいります。お気軽に当金庫にご相談ください。

### 記

#### 1. 取扱開始日

平成29年4月3日（月）から

#### 2. 商品概要

##### （1）相続型金銭信託

名称：しんきん相続信託 愛称：こころのバトン

契約者が信金中金に金銭を信託のうえ、自身の相続発生を契機として予め指定した親族（推定相続人）に対し、一時金や定時定額方式などの条件に基づいて資金給付を行うことができる信託商品です。

##### （2）生前贈与型金銭信託

名称：しんきん暦年信託 愛称：こころのリボン

契約者が信金中金に金銭を信託のうえ、毎年の贈与税の非課税枠（受贈者1人あたり110万円）を活用して、指定した親族（3親等以内）に対し信託財産から贈与を行うことで生前に資産承継を進め、将来発生する相続税負担を軽減することができる信託商品です。

以上

↓詳しくはこちらから↓

